

実践目標

近距離も
笑顔で接客

センター ニュース



年頭のごあいさつ

輸送の安全と利用者利便の 一層の充実に向けて

財団法人
大阪タクシーセンター
会長 小池 俊二

新年、明けましておめでとう
ございます。
皆様には、二〇一二年の新春
をつつがなくお迎えのこととお
慶び申し上げます。年頭に当
りまして、当法人の取組の一端
を申し上げ、謹んで新年のご
挨拶を申し上げます。

昨年、三月の東日本大震災
とそれに伴う原発事故、そして、
九月の台風12号による豪雨と大
きな災害が相次いで発生いたし
ました。加えて、欧州経済の厳
しい状況等の影響もあり、我が
国経済は中々回復への明るい兆
しが見られず、タクシー業界に
とりましては、需要の低迷が続く
など大変厳しい一年でありまし
た。

このような中、当法人は、大
阪地区のタクシー事業の適正化
と活性化を図るための地域計画
に基づき、情報提供の充実を
図るためのホームページのリ
ニューアルやEV専用タクシー
乗場の設置及び運行管理者講習
会の開催など多くの特定事業に

タクシー事業のさらなる健全化と発展を！

近畿運輸局大阪運輸支局長 土井 眞三

新年明けましておめでとうご
ざいます。平成二十四年の年頭
にあたり、一言ご挨拶を申し上
げます。

昨年は、三月の東日本大震災
の発生、また、九月の台風12号
による紀伊半島の大水害等、大
きな災害に見舞われた年であり
ました。

最近の経済情勢は、サブライ
チエーションの立て直しや各種の政
策効果などを背景に、景気を持
ち直し傾向が続くことが期待さ
れる一方、電力供給の制約や原
子力災害の影響に加え、株価の
変動、タイの洪水の影響等によ
っては、景気が下振れするリス
クも存在し、また、デフレの
影響や雇用情勢の悪化懸念等に
注意が必要である状況にありま
す。

大阪府下においても厳しい状
況にありますが、当支局として
は、安全・安心の確保を大前提
としつつ、様々な課題に積極的
に取り組みまいります。
最重要課題の輸送の安全確保

とともに、事業所訪問による指
導要請活動等を通じた取組みに
より、タクシー業務の一層の適
正化を図ってまいります。
タクシー乗場の整備につきま
しては、公共乗場の設置とそれ
に付随する上屋及びバリアフ
リー化等の整備を進め、使い勝
手のよい乗場が実現できるよう
引き続き努力してまいります。特
に、キタ新地乗場地区内タク
シー乗場については、夜間の円
滑な利用が図れるよう電照式標
識への切替を、順次進めること
といたします。

また、その他の事業について
も取組の一層の充実に向けてま
いります。
さらに、公益財団法人への移
行に向けた取組みにつきまして
は、これまでに相当の時間を要
しておりますが、本年には移行
が果たされるよう取組の一層の推
進を図ってまいります。

法人といたしましたは、本年
も利用者のご利用にたいは、安
心にもタクシーをご利用いただけ
ますよう輸送の安全と利用者利便
の確保に向けて役員一同鋭意取
組んでまいりますので、変わら
ぬご支援、ご協力を賜りますよ
うお願い申し上げます。

最後に、皆様方にとりまして、
本年が良き一年となりますこと
を心よりお祈り申し上げます。

シートの円滑な導入等を支援して
まいります。
輸送秩序の確立については、
「輸送秩序確立連絡協議会」等
を通じ、タクシーセンターをは
じめ関係者と連携を深め適正化
に向けて積極的に取り組んでま
いります。

特に、北新地、南地のタクシ
ー乗場禁止地区での街頭指導に積
極的に取り組んでまいります
ので、関係者の皆様のご協力を
よろしくお願いいたします。また、
よるしくお願いたします。また、
これまでも乗場禁止地区にお
ける輸送秩序改善計画（北新地
タクシー・カイゼン作戦）とし
て、北新地地区において取締り
を行っておりますが、本年も引
き続き実施してまいります。

大阪タクシーセンターにおか
れましては、引き続き乗務員に
対する指導教育を行っていただ
き、タクシー事業の適正化・健
全化に努めていただきますよう
お願いいたします。

当支局といたしましては、タク
シー事業の輸送の安全・安
心・快適・便利なサービスの提
供ができるよう積極的に取り組
んでまいりますので、皆様方
のご支援、ご協力を賜りますよ
う心からお願申し上げます。

優良運転者表彰

対象者の推薦について

タクシーセンターでは、第十回優良運転者表彰を平成二十四年四月に実施する予定です。
優良運転者表彰対象者の推薦をお願いします。

一、表彰対象者

- △優良運転者表彰規程 第二条▽
- (1) 利用者に対する親切善行等行き届いたサービスの提供により、利用者から特に感謝され、他の模範と認められる者
 - (2) 交通事故者、急病人の輸送等により、人命救助に協力した者
 - (3) その他、前各号に準ずる行為により、表彰に値する者
- △優良運転者表彰規程 取扱要領▽
- (1) 表彰対象となる行為は、タクシー業務適正
 - (2) 過去五年間にわたって、道路運送法及びタクシー業務適正
 - (3) 優良運転者表彰基準 審査基準

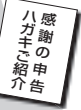
シ営業中のものであることとします。

「親切善行等行き届いたサービス」には、原則として車内忘れ物を利用者等へ届けた行為を除きます。

表彰対象となる行為は、平成二十三年一月一日から平成二十三年十二月三十一日迄のものとし、

優良運転者表彰基準 審査基準 次の各号に該当していること。
(1) 過去五年間にわたって、道路運送法及びタクシー業務適正

親切な運転者さんありがとう



乗客に対する親切

ならばOCATまでタクシーを利用した際、私の荷物は一箱、ツケース一個、段ボール箱一箱、ポストンバッグ一個の計四個もありました。

目的地に到着した際、運転者さんは、トランクサービス以外にも、当然のように荷物を担いでOCATの二階まで運んで下さいました。

この運転者さんの心遣い親切心には感動しました。
お礼を言っても言い尽くせないと思います。

今後、大阪に行った際は、運転者さんが所属しているタクシー会社さんを利用して貰います。

その節は、本当にありがとうございます。

ございました。
駒姫タクシー 奥 武志さん

「タクシー運転者に対する利用者からの感謝の便り」の提供についてお願い

運転者の、利用者に対する親切善行等の行き届いたサービスの提供により、利用者から特に感謝された事例を、センターニュース及び感謝事例集に掲載し、全運転者に広く紹介していきます。

利用者から寄せられた感謝の手紙やハガキ等を、タクシーセンターへ是非ご提供下さい。

TEL (06) 6933-1111
FAX (06) 6933-1111
五六一八〇九
五六一二二(業務課)

乗場関係のお知らせ

1 一般乗場標識から電照式乗場標識への変更

- 京阪守口市駅南口タクシー乗場
 - 京阪京橋駅タクシー乗場
- の乗場標識を一般乗場標識から電照式乗場標識に交換しました。

2 タクシー乗場屋根シェルターの設置

南海本線堺市駅西口タクシー乗場に屋根シェルターを設置しました。



3 大阪国際女子マラソンの開催に伴う交通規制の実施

センターニュース12月号でもお知らせしましたが、1月29日(日)に大阪国際女子マラソンが行われます。
この開催に伴いまして、12時頃から16時30分頃まで、マラソンコース及び周辺道路において交通規制が実施され、乗場が使用できないところがありますのでご注意ください。

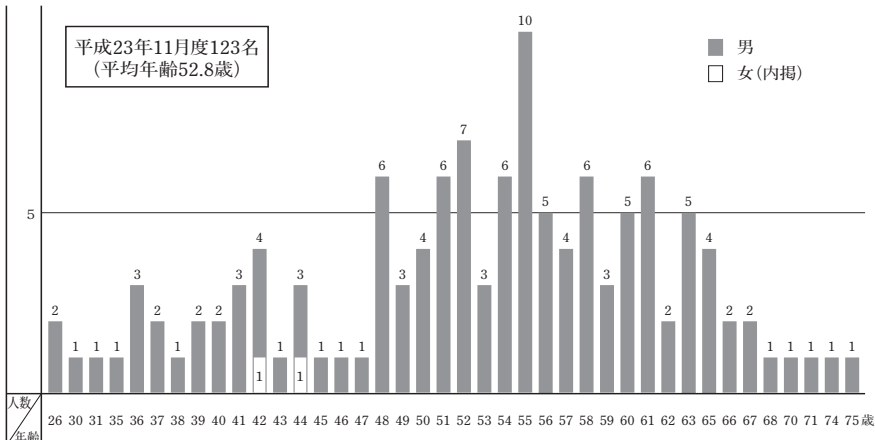
お知らせ

輝かしい新年を迎え今年こそ、一人ひとりの力で、昨年一年を通じて不法駐・停車行為等の苦情が多く寄せられていた次の十か所での交通マナー及び輸送モラルの向上をお願いします。

- ・北新地タクシー乗場周辺
- ・大阪駅中央・西口・南口周辺
- ・上六交差点周辺
- ・阪急十三駅前交差点周辺
- ・新梅田シティ前周辺
- ・南地タクシー乗場周辺
- ・JR鶴橋駅前交差点周辺
- ・JR天王寺駅北口周辺
- ・天満橋・淀屋橋交差点周辺
- ・吹田・広芝町交差点周辺

◆年齢別新規登録者数について◆

平成23年11月の年齢別新規登録者数(地理試験合格者)は下表のとおりです。



化特別措置法の違反により、行政処分等を受けていないこと。
(2) 過去三年間にわたって、
① 当該運転者の不適切な客扱い等に基づく苦情が行政及びタクシーセンターに申告されていないこと。
② 道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、タクシーセンター指導員からの指導を受けていないこと。
(3) 概ね、過去一年間にわたって、責任事故がなく、かつ、道路運送法の違反がないこと。
ただし、善行の程度を考慮するものとする。

二、提出書類

- (1) 推薦書
- (2) 親切善行等を証する書面(利用者からの礼状写真・新聞報道記事・感謝状写真等)
- (3) 委任状

※審査基準について、自動車安全運転センターの運転経歴証明書(無事故・無違反証明書)が必要で、
交付申請をセンターが代理で行いますので、表彰被推薦者の委任状の添付をお願いします。

三、提出期限

平成二十四年一月末日

四、表彰予定時期

平成二十四年四月

総務課
TEL (06) 6933-1111

外来講師による一般研修

2月～4月の外来講師による一般研修を下表のとおり実施します。
この機会にぜひ受講して下さい。(講師の都合により変更することがあります。)

月	日	曜	時 間	講 師	科 目
2月	6	月	PM 3:00~4:00	近畿運輸局自動車交通部旅客第二課係官	タクシー業務関係法令
	13	月	〃	同 大阪運輸支局輸送部門係官	タクシー業務関係法令
	20	月	〃	大阪府鶴見警察署交通課係官	交通安全講習
	27	月	〃	大阪府警察本部交通部交通総務課係官	交通安全講習
3月	5	月	PM 3:00~4:00	近畿運輸局自動車交通部旅客第二課係官	タクシー業務関係法令
	12	月	〃	同 大阪運輸支局輸送部門係官	タクシー業務関係法令
	19	月	〃	大阪府鶴見警察署交通課係官	交通安全講習
	26	月	〃	大阪府警察本部地域部通信指令室係官	110番と無線タクシー通報システム
4月	2	月	PM 3:00~4:00	近畿運輸局自動車交通部旅客第二課係官	タクシー業務関係法令
	9	月	〃	同 大阪運輸支局輸送部門係官	タクシー業務関係法令
	16	月	〃	大阪府鶴見警察署交通課係官	交通安全講習
	23	月	〃	大阪府警察本部交通部交通総務課係官	交通安全講習

センターへ来所される皆様へ

センターへは、地下鉄・バス等の公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。